



平成 27 年 5 月 29 日

各 位

上場会社名 ホクシン株式会社
代表者名 代表取締役社長 平良 秀男
(コード番号 7897 東証)
問合せ先 専務取締役管理部長 西丸 義孝
T E L 072-438-0141(代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 30 日付で「監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ」を開示いたしましたが、本日開催の取締役会において、追加で「定款の一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 65 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

監査等委員会設置会社への移行により、監査等委員以外の取締役の任期が 1 年に短縮することに伴い、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことを可能とするため変更案第 34 条を新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款 7 条を削除し、現行定款第 40 条について所定の変更を行うものであります。

2. 変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)	平成 27 年 6 月 26 日
定款変更の効力発生日 (予定)	平成 27 年 6 月 26 日

【別紙】定款変更の内容

(下線部は変更部分を示しております)

※変更案第 34 条の新設及び現行定款 7 条の削除並びに現行定款第 40 条の変更以外の条文の内容は、平成 27 年 4 月 30 日付「監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ」による開示内容と同一であります。

現行定款	変更案
<p>第 4 条 (機 関)</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p>	<p>第 4 条 (機 関)</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p>
<p><u>第 7 条 (自己の株式の取得)</u></p> <p><u>当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 8 条～第 18 条 (条文省略)</p>	<p>第 7 条～第 17 条 (現行どおり)</p>
<p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 19 条 (員 数)</p> <p>当社の取締役は 6 名以内とする。</p>	<p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 18 条 (員 数)</p> <p>当社の<u>監査等委員である取締役以外の取締役は 6 名以内、監査等委員である取締役は 4 名以内</u>とする。</p>
<p>第 20 条 (選 任)</p> <p><u>取締役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任については累積投票によらない。</u></p>	<p>第 19 条 (選 任)</p> <p>(削除)</p> <p>取締役の選任は、<u>株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役と監査等委員である取締役に</u> <u>区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>取締役の選任については累積投票によらない。</u></p>

第 21 条 (任 期)

取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(新設)

2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

第 22 条 (代表取締役及び役付取締役)

取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役の中から、取締役社長 1 名を選定する。また、必要に応じて取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第 23 条～第 24 条 (条文省略)

第 25 条 (招集通知)

取締役会を招集するときは、各取締役及び監査役に対して会日の 3 日前までに、その通知を発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第 20 条 (任 期)

監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 増員又は補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

第 21 条 (代表取締役及び役付取締役)

取締役会は、その決議によって、監査等委員である取締役以外の取締役の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、監査等委員である取締役以外の取締役の中から、取締役社長 1 名を選定する。また、必要に応じて取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を各若干名定めることができる。

第 22 条～第 23 条 (現行どおり)

第 24 条 (招集通知)

取締役会を招集するときは、各取締役に対して会日の 3 日前までに、その通知を発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第 26 条 (条文省略)

第 27 条 (議事録)

取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印又は電子署名する。

第 28 条 (取締役の責任免除)

当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

(新設)

第 5 章 監査役及び監査役会

第 29 条 (員 数)

当社は監査役 3 名以上を置く。

第 30 条 (選 任)

監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 31 条 (任 期)

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時

第 25 条 (現行どおり)

第 26 条 (議事録)

取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名捺印又は電子署名する。

第 27 条 (取締役の責任免除)

当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査等委員会

(削除)

(削除)

(削除)

までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 32 条 (補欠監査役の選任に係る決議の効力)

補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第 33 条 (常勤の監査役)

監査役会は、その決議によって、常勤の監査役 1 名以上を選定する。

第 34 条 (監査役会規程)

監査役会に関する事項については、法令及び本定款に定めるもののほか、監査役会の定める監査役会規程による。

第 35 条 (招集通知)

監査役会を招集するときは、各監査役に対し会日の 3 日前までにその通知を発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

第 36 条 (決議)

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(削除)

第 28 条 (常勤監査等委員)

監査等委員会の決議により、常勤監査等委員を若干名選定することができる。

第 29 条 (監査等委員会規程)

監査等委員会に関する事項については、法令及び本定款に定めるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

第 30 条 (招集通知)

監査等委員会を招集するときは、各監査等委員に対し会日の 3 日前までにその通知を発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

第 31 条 (決議)

監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数をもって行う。

第 37 条 (議事録)

監査役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名捺印又は電子署名する。

第 38 条 (監査役の責任免除)

当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

第 6 章 計 算

第 39 条 (条文省略)

(新設)

第 40 条 (剰余金の配当の基準日)

2. 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

第 41 条～第 43 条 (条文省略)

附 則

第 1 条 当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第 32 条 (議事録)

監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印又は電子署名する。

(削除)

第 6 章 計 算

第 33 条 (現行どおり)

第 34 条 (剰余金の配当等の決定機関)

当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によっては定めず、取締役会の決議によって定める。

第 35 条 (剰余金の配当の基準日)

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

第 36 条～第 38 条 (現行どおり)

附 則

(削除)

<p><u>第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日</u> <u>日まで有効とし、平成22年1月6日</u> <u>をもって前条及び本条を削除する。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>第1条 平成27年3月31日に終了する事</u> <u>業年度に関する定時株主総会の終結</u> <u>前の会社法423条第1項の行為に関</u> <u>する監査役（監査役であった者を含</u> <u>む。）の責任の免除については、同定</u> <u>時株主総会の終結に伴う変更前の定</u> <u>款第38条の定めるところによる。</u></p>
--	--